

やまとの安全



コンビニで払わないで!

1 1月中の振り込め詐欺の被害件数は9件で、そのうち5件は犯人にコンビニエンスストアで支払うように指示されています。

県内では、このような法務省を装った不審なハガキや、有料サイトの未納料金が発生していると携帯電話にメールが送られてきたという相談が多数寄せられていますので、身に覚えのないハガキやメールの請求には応じないで、家族や警察等に相談してください。



総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致したのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番号(れ)467 裁判取り下げ最終期日を経過して、法的に受理させていただきます。尚、ご連絡

訴訟費用

相談にしましては当局にて受け賜っておりますので、職員までお問合せ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年8月18日

轄支局 民事訴訟管理センター
代田区霞が関3丁目1番7号

等のお問合せ窓口 03-6261-1121

受付時間 9:00~20:00(日、祝日除く)

有料サイトの登録料

特殊詐欺被害防止の合言葉

電話口お金の話それは詐欺!

振り込め詐欺等の特殊詐欺は高齢者だけの問題ではありません。若い世代の方も、ご両親やご近所、お友達と声を掛け合って、注意を呼びかけてください。

平成29年12月13日
奈良県警察本部
生活安全企画課
(犯罪抑止対策室)